



# 第7期鹿嶋市障がい福祉計画 第3期鹿嶋市障がい児福祉計画

【概要版】

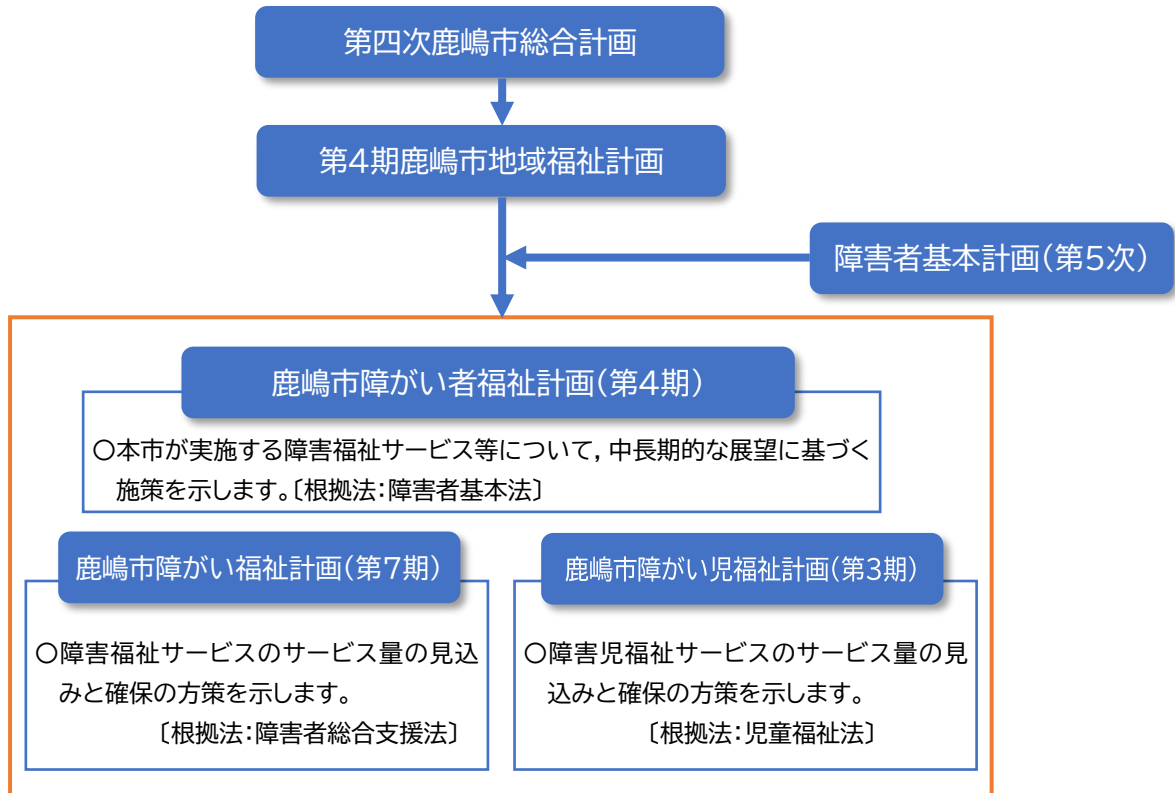
令和6年3月  
鹿嶋市

# 1 計画の概要

## 1. 本計画の位置づけ

本市では、鹿嶋市障がい者福祉計画(第4期)、鹿嶋市障がい福祉計画(第6期)、鹿嶋市障がい児福祉計画(第2期)を一体的に策定した「第2期 21 かしま障がい者プラン」に基づき、障がい者に対する支援に取り組んでいます。

本計画は、障害者基本計画(第5次)に基づき、令和5年5月に告示された国の指針に即するとともに、現在の取組状況の評価を行い、鹿嶋市障がい福祉計画(第7期)、鹿嶋市障がい児福祉計画(第3期)を策定するものです。



## 2. 計画期間

本計画の計画期間は、以下の通りとします。

- 鹿嶋市障がい福祉計画(第7期) 令和6年度～令和8年度(3年間)
- 鹿嶋市障がい児福祉計画(第3期) 令和6年度～令和8年度(3年間)

## 3. SDGs の実現に向けた取り組み

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」の実現を目指します。

本計画では、「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」、「働きがいも経済成長も」、「パートナーシップで目標を達成しよう」の具体化を目指し取組を推進することとします。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2 基本指針に定める成果目標

成果目標については、国の基本方針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

### (1) 施設入居者の地域生活への移行

項目	国の基本方針	鹿嶋市における目標
地域生活移行者数	○令和8年度(2026年度)未までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。	5人 (令和8年度未まで)
施設入居者数	○令和8年度(2026年度)未までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の5%以上を削減する。	74人 (令和8年度末)

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	国の基本方針	鹿嶋市における目標
精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	○令和8年度未までに精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上とすることを基本とする。	【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】 ○本市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに参画を予定する関係機関と協議し、ケアシステム構築を推進する事業を行う。
精神病床における1年以上長期入院患者数 (65歳以上、65歳未満)	○令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値については、令和2年度と比べて約 3.3 万人の減少を目指すこととする。	○また、先行する高齢者の地域包括ケアシステムとの連動についても検討を行う。
精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)	○令和8年度の精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上	○国の基本方針に係る目標値については、地域包括ケアシステム関係機関と協議検討し、目標値を設定していく。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	国の基本方針	鹿嶋市における目標
地域生活支援拠点の充実	○各市町村における地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。	【地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討】 ○地域生活支援拠点は設置済み(2か所)であることから、支援体制の一層の強化を目指す。
	○地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う。	○コーディネーターが1名となっており、引き続き人材確保を図る。
	○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】	○自立支援協議会において、年1回以上検証を実施していることから、引き続き協議会を中心に活動を行う。 ○強度行動障害者に対する支援ニーズを把握する。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

項目	国の基本方針	鹿嶋市における目標
一般就労移行者数	○就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上	5人 (令和8年度末まで)
就労移行支援における一般就労移行者数	○令和3年度実績の1.31倍以上	1人 (令和8年度末まで)
就労継続支援A型における一般就労移行者数	○令和3年度実績の1.29倍以上	2人 (令和8年度まで)
就労継続支援B型における一般就労移行者数	○令和3年度実績の1.28倍以上	2人 (令和8年度まで)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上	2箇所 (就労移行支援利用終了者に占める、一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所数)
就労定着支援事業の利用者数	○令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。	2人 (令和8年度)
就労定着率	○令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。	市内に対象施設がないことから目標は設定しない。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

項目	国の基本方針	鹿嶋市における目標
児童発達支援センターの設置	○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。	市内又は圏域に1箇所設置する
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	○障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。	障がい児の地域社会への参加・包容についての啓発、機会づくりの支援を行う。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業者の確保	○令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	2箇所(既設)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	○令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	2箇所(既設)
医療的ケア児支援のための協議の場	○各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	自立支援協議会で実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	○各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	4人

(6)相談支援体制の充実・強化等

項目	国の基本方針	鹿嶋市における目標
基幹相談支援センターの設置	○令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	○基幹相談支援センターの設置について検討する。
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】	○自立支援協議会において、個別事例について協議する機会を確保する。

(7)サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	国の基本方針	鹿嶋市における目標
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。	○自立支援協議会を活用し、障害者に対するサービスの向上に向けた検討を行う。

## 3 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

(1)訪問系サービス

必要なサービス提供量を確保するため、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

			第7期計画		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	見込み	56人	58人	61人
	時間/月	見込み	988時間	998時間	1,009時間
重度訪問介護	人/月	見込み	3人	4人	5人
	時間/月	見込み	733時間	988時間	1,235時間
同行援護	人/月	見込み	12人	12人	13人
	時間/月	見込み	210時間	236時間	266時間
行動援護・重度障害者等包括支援	人/月	見込み	0人	0人	0人
	時間/月	見込み	0時間	0時間	0時間

## (2)日中活動系サービス

新規利用者の把握とニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進することにより提供体制の充実を図ります。

			第7期計画		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実人/月	見込み	153人	154人	155人
	延人日/月	見込み	3,077日	3,139日	3,201日
自立訓練(機能訓練)	実人/月	見込み	3人	3人	3人
	延人日/月	見込み	39日	39日	39日
自立訓練(生活訓練)	実人/月	見込み	5人	5人	5人
	延人日/月	見込み	97日	97日	97日
就労移行支援	実人/月	見込み	13人	13人	13人
	延人日/月	見込み	259日	259日	259日
就労継続支援(A型)	実人/月	見込み	56人	62人	68人
	延人日/月	見込み	1,101日	1,211日	1,332日
就労継続支援(B型)	実人/月	見込み	218人	240人	264人
	延人日/月	見込み	4,208日	4,628日	5,091日
就労定着支援	実人/月	見込み	0人	0人	0人
療養介護	実人/月	見込み	6人	6人	6人
短期入所(福祉型)	実人/月	見込み	10人	10人	10人
	延人日/月	見込み	150日	150日	150日
短期入所(医療型)	実人/月	見込み	0人	0人	0人
	延人日/月	見込み	0日	0日	0日
自立生活援助	実人/月	見込み	0人	0人	0人

## (3)居住支援・施設系サービス

障がいの状況や本人の希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、事業者と協力して障がい者の住まいの確保に努めます。

			第7期計画		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	実人/月	見込み	85人	86人	87人
施設入所支援	実人/月	見込み	75人	73人	71人

## (4)相談支援サービス

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組めます。

			第7期計画		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人/月	見込み	638人	691人	749人
地域移行支援	実人/月	見込み	1人	1人	1人
地域定着支援	実人/月	見込み	1人	1人	1人

## 4 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策

### (1)障がい児通所支援

全ての子ども達の健やかな成長のため、保育・教育部門、福祉部門等が連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう支援します。

			第3期計画(障がい児福祉計画)		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実人/月	見込み	113人	125人	137人
	延人日/月	見込み	574日	632日	695日
医療型児童発達支援	実人/月	見込み	0人	0人	0人
	延人日/月	見込み	0日	0日	0日
放課後等デイサービス	実人/月	見込み	157人	173人	190人
	延人日/月	見込み	2,047日	2,252日	2,477日
保育所等訪問支援	実人/月	見込み	10人	11人	12人
	延人日/月	見込み	19日	21日	23日
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	見込み	3人	3人	3人
	延人日/月	見込み	17日	17日	17日

### (2)障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がい児や障がい児を持つ保護者に重要なサービスであることから、増加することを想定します。また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。

			第3期計画(障がい児福祉計画)		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	実人/月	見込み	133人	153人	176人
コーディネーター配置人数	実人/月	見込み	4人	4人	4人

## 5 地域生活支援事業の見込み

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する地域生活支援事業については、必須事業の他、任意事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を実施しています。これらについては、第6期計画での利用状況を考慮し、次のように想定します。

区分	事業	単位	実績			計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必須事業	①理解促進研修・啓発事業	－	市民講座、障がい教育、地域活動の充実			市民講座、障がい教育、地域活動の充実		
	②自発的活動支援事業	－	未実施			実施		
	③相談支援機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化事業	－	未設置			基幹相談支援センターの配置について検討する。		
	④成年後見制度利用支援事業	市長申立	2	2	2	3	3	3
		報酬助成	3	2	3	3	3	3
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	－	未実施			法人後見の体制整備について検討する。		
	⑥意思疎通支援事業(手話奉仕員養成研修事業含む)	利用者	3	3	3	3	3	3
		受講者	9	7	18	18	18	18
	⑦日常生活用具給付等事業	件数	1,644	1,637	1,640	1,650	1,650	1,650
	⑧移動支援事業	利用者	50	24	25	30	35	40
延時間/年		1,162	1,837	1,800	1,800	2,000	2,300	
⑨地域活動支援センター機能強化事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	
任意事業	①訪問入浴サービス事業	利用者	10	7	10	10	12	14
	②日中一時支援事業	利用者	105	90	100	100	105	110

鹿嶋市障がい福祉計画(第7期), 鹿嶋市障がい児福祉計画(第3期)【概要版】

令和6年3月

鹿嶋市保健福祉部社会福祉課

鹿嶋市〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

Tel : 0299-82-2911